

「スキル裁判を支える会」結成のご案内

皆様におかれましてはご健勝のこととお慶び申し上げます。

兵庫県の郵便事業株式会社支店で窓口担当として働く期間雇用社員のTさんは、シフトの見まちがいによる一回の「遅刻」によって基礎評価給の項目4「無届の遅刻・早退・欠勤はなかった」を「△」と評価されそのことによりAランクの評価項目「他の時給制契約社員への指示・指導ができる」も「△」になると結び付けられ「習熟度なし」と評価されました。そのうえ「資格給」の支給区分も「窓口」から「その他」へと変更され、時給にして「100円」月額で「12000円」の大幅な賃下げとなる不利益をこうむりました。

低賃金で働く期間雇用社員にとってこの時給のカットはたちまち生活が出来なくなる切実な問題です。

このように基礎評価に△があれば「習熟なし」とする根拠はなく、正社員と比べ極めて不利益が生じるスキル制度に問題があると言わざるを得ません。

Tさんは、この理不尽な評価制度に裁判で闘うことを決意しました。また、他の職場でもこのように基礎評価に△をつけて「習熟なし」とする賃下げが数多く行われ、それぞれ闘いの準備に入っています。

これらの闘いを支援するために「スキル裁判を支える会」を結成するに至りました。

つきましては、以下のとおり結成総会を開催しますので皆様のご参加をお願いします。

「スキル制度見直し裁判を支える会」結成総会

日 時 2011年5月22日(日) 午後1時30分より(1時開場)

場 所 もと飛鳥人権文化センター (阪急崇禅寺駅前)
愛称 市民活動プラザおおさか(東館)

